

開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例を制定することについて

開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

行政評価と行政改革の一体的な運用を目的として、同委員会を総合計画審議会に統合するため、開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例

開成町行政改革推進委員会条例（平成 23 年開成町条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。 （1）～（40）（略）	（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。 （1）～（40）（略）
<u>（41）</u> 学校運営協議会委員	<u>（41）</u> 行政改革推進委員会委員
<u>（42）</u> 子ども・子育て会議委員	<u>（42）</u> 学校運営協議会委員
<u>（43）</u> 協働推進会議委員	<u>（43）</u> 子ども・子育て会議委員
<u>（44）</u> 鳥獣被害対策実施隊員	<u>（44）</u> 協働推進会議委員
<u>（45）</u> 農業委員候補者選考委員会委員	<u>（45）</u> 鳥獣被害対策実施隊員
	<u>（46）</u> 農業委員候補者選考委員会委員

別表の 41 の項を削り、同表の 42 の項を同表の 41 の項とし、同表の 43 の項から 46 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。